

注 文 書

1. 契約番号

2025001756

2. 委託名

令和8年度 三本木排水機場操作点検業務

3. 委託場所

大崎市三本木蒜袋字住吉地内

4. 委託期限

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 添付書類

(1) 位 置 図

(2) 仕 様 書

(3) 参考明細書

6. 担当課

大崎市 三本木総合支所 地域振興課

仕 様 書

1 委託業務名 三本木排水機場操作点検業務

2 委託場所 大崎市三本木蒜袋字住吉地内

3 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 施行目的 洪水の際の多田川から長堀川への逆流防止と内水による湛水を防除する目的で委託する。

5 施行基準 操作点検は、操作要領に基づき行うものとする。

(1) 実運転の際は操作員の他に 2 名の補助員を付けるものとする。

(2) 実運転にて時間外が発生した場合は、令和 8 年度単価にて精算変更する。

(3) 特記仕様書に定める保険に加入するものとし、費用については精算変更する。

6 提出書類 契約締結後、受託者は次の書類を速やかに提出する。

(1) 事業計画書

(2) その他 操作要領に定めるもの

7 入札金額 入札金額は委託金額の総額とする。(ただし、次に示す項目は除くものとする。)

(1) 操作員および補助員の超過勤務手当

(2) 取引に係る消費税

8 委託金の支払い 本作業の委託金の支払いは竣工払いとする。

9 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさ

せた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

1 0 （長期継続契約の該当について）

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

(1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。

(2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1 1 その他

(1) 本委託の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

(2) 仕様書に定める事項について凝議が生じた場合、また仕様書に定めのない場合は両者協議とする。

三本木排水機場操作点検業務特記仕様書

第1条 この仕様書は、委託契約書に基づく細部事項を示すものである。

第2条 作業従事者及び作業が起因となった事故等に対しては、受託者が労災保険又は傷害保険に加入させることを原則とし、補償額は下記を標準とするがこれにより難しい場合は担当職員と協議するものとする。

なお、前記保険の証明書等担当職員に提出するものとし、それをもって精算変更するものとする。

職種：水門（又は排水機場）等の操作点検
傷害保険：死亡時 30,000,000 円、入院時 5,000 円/日、通院時 3,000 円/日
賠償責任保険：対人無制限、対物 10,000,000 円、免責なし

第3条 乙は、業務の全部、又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第4条 排水機場を管理する要員の勤務は、週1回、施設及び施設周辺の変状の有無について目視で巡視を行うものとする。なお、変状があった場合は担当職員に報告するものとする。

なお、洪水時においては、洪水警戒体制中勤務するものとし、補助要員2名を配置するものとする。

第5条 前条の勤務時間の変更対象となる洪水警戒体制期間中の常勤要員の超過勤務時間及び補助要員2名の操作手当、待機手当については、契約変更するものとする。

第6条 排水機場の操作は、定期点検及び洪水時において担当職員の指示により行うものとし、操作に関する記録は指定様式の作業日報及び運転日報に記録し速やかに提出するものとする。

第7条 排水機場の点検は定期点検及びその他の点検を、担当職員の指示により行うも

のとし、定期点検は指定様式により下表のとおり実施するものとする。

実施時期	回数	延回数
6月～9月	毎月2回	8回
その他の時期	毎月1回	8回
計		16回

位置図



本業務委託內訛書